

## 中部運輸局自動車交通部

資料-8

平成22年7月29日定例記者懇談会発表



はこぶちゃん

連絡先  
 中部運輸局自動車交通部  
 自動車監査官 青木、後藤、中山  
 TEL 052-952-8038

## 貸切バス重点監査月間の実施結果（速報） ～管内91者実施、内42者に法令違反を指摘～

去る6月を全国的に「貸切バス事業者に対する重点監査月間」と定め、過労運転の防止等運行管理の実施状況や無車検車両の運行等を確認する監査を実施しましたので、下記のとおり、その結果（速報）をお知らせします。

## 記

### 1. 監査事業者及び法令違反を確認した事業者

監査にあたっては、長期に渡り監査を実施していない事業者、車検切れ車両を保有している事業者等を選定のうえ、過去に実施した貸切バス重点監査事業者数を大きく上回る管内91事業者に対し監査を実施し、内42者（46％）に違反を確認しました。

違反事業者の割合については、過去の重点監査結果と比較すれば減少しているものの、依然として5割近い事業者に違反を確認しております。

【表1：年度別貸切バス重点監査結果】

年度別	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
監査事業者数 (違反事業者数)	31 (25)	38 (24)	39 (27)	91 (42)
違反割合 %	80.6	63.2	69.2	46.2

【表2：県別貸切バス重点監査結果】

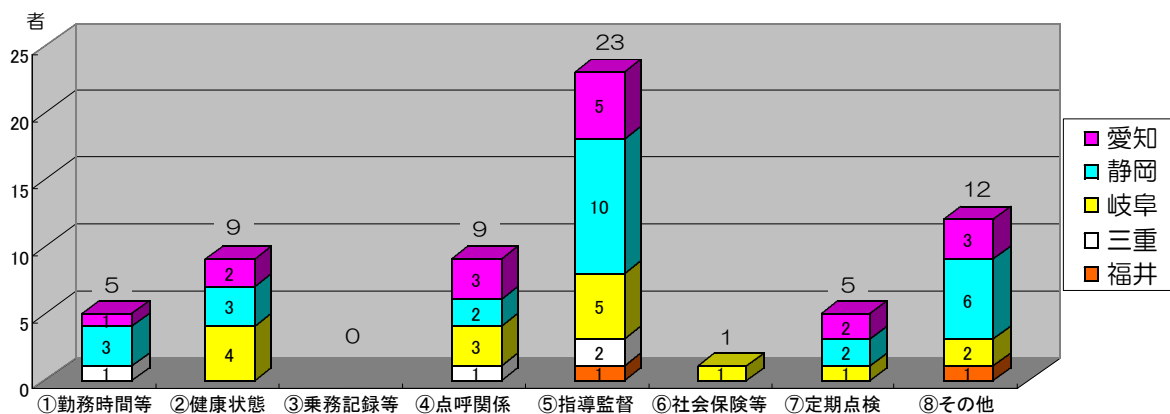
県別	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	合計
監査事業者数 (違反事業者数)	27 (12)	24 (16)	15 (8)	16 (4)	9 (2)	91 (42)
違反割合 %	44.4	66.6	53.3	25.0	22.2	46.2

## 2. 確認した法令違反

今回の監査において法令違反を確認した重点項目ごとの事業者数については、次の結果となりました。

- ① 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国交省告示で定める基準の遵守状況  
→ 5者に違反を確認
- ② 健康状態の把握状況（健康診断の実施状況）  
→ 9者に違反を確認
- ③ 乗務記録及び運行指示書の作成等の状況  
→ 違反なし
- ④ 点呼の実施及び記録の状況  
→ 9者に違反を確認
- ⑤ 法令に関する知識、旅客の安全を確保するために必要な運転技能及び知識等の習得を目的として運転者に対して行う指導監督の実施状況  
→ 23者に違反を確認
- ⑥ 社会保険等の加入状況  
→ 1者に違反を確認
- ⑦ 定期点検の実施状況（無車検車両の運行の確認を含む）  
→ 5者に違反を確認（無車検車両の運行なし）
- ⑧ その他の項目  
→ 12者に違反を確認

【表3：違反事項の内訳】



## 3. 今後の方針

違反を確認した事業者については、直ちに改善するようその場で指導しており、今後、違反内容を精査のうえ行政処分基準に基づき厳正に処分を行うこととしております。

また、行政処分終了後フォローアップ監査による改善状況の確認を行い、改善が認められない事業者については特別監査の実施等、厳正に対処することとしています。

中部運輸局としましては、過去の実施結果から改善は見られるものの、依然として5割近い事業者に違反を確認し、特に、「運転者に対する指導監督の実施状況」について、監査事業者の25%において不適切であることが判明したことを踏まえ、今後も重点的に確認する等、引き続き、貸切バス事業者に対する監査・指導等を実施し、輸送の安全の確保に向けた取り組みを推進してまいります。